慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	マルクス - エンゲルス遺稿
Sub Title	
Author	小泉, 信三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.3 (1924. 3) ,p.462(158)- 464(160)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0158

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マナア組織の一の標準的形態たるに到りしこと、並にマナア生活の一面は地方的市場のための生産にあることを指摘することである。此商業を甚しく大に見ることは如何なる既知の事實とも相容ざるとしても、唯問題は其商業取引が組織的のものであり、從て規則的にして、決して偶時的のものでないと云ふ點である。（ibid. p. 22-4）

（未完）

新刊紹介

マルクス―エンゲルス遺稿

本年一月四日發行の International Press Correspondence に掲げられた左の記事はマルクシズム研究者の興味を惹くに足るものであらう。曰く。

同志 D. B. Ryasanov はその Marx 及び Engels の未刊稿を詮索してゐた獨逸から歸つて、莫斯科の社會主義アカデミイで調査の結果に關する講演を試みた。此講演から編輯者は次の拔鈔を掲記する。

Marx 及び Engels の遺稿は、其保管を托せられた者に依て甚しい不注意を以て取扱はれた。手稿は、伯林、倫敦及び獨逸社會民主黨文庫に散在して居る。Marx 及び Engels が獨逸社會民主黨に遺した夥しい藏書は殆ど全く散佚に歸してゐる。此遺贈の管理人たる Bernstein 並に Bebel は自ら其の絶對的所有者と心得て、それを其隨意に處分したのである。Mehring は黨の爲めに此等遺稿の研究に從事した最初の人であつた。彼れが出版する所の遺稿集中に發見せられる大なる缺陷は、原稿を精査することを必要とするもの丶如くであつたが、終に予をして之を行ふことを決心せしめたものは、Die deutsche Ideologie（註）の不完全不正確、"Ludwig Feuerbach" に對する序文中に Engels が原稿に言及してゐること、一九一八年に出た Mehring の Marx に關する小册子、及び最後に一九一九年 Mayer が公にした Engels 傳で、其中の Die deutsche Ideologie に言及する或頁は明に新發見を含んで居たのである。私が Marx 及び Engels 著作集（露西語版）續卷刊行の企てを延期して、未刊資料調査の爲めに伯林に赴いたのは是が爲めであつた。

私の煩勞は伯林で始まつた。私は資料を其所持者たる Bernstein から幾ど掠ぎ取らなければならなかつた。貸與せられた書類は全部撮影した。幾多の書類の刊行には特別の條件が附せられた。

發見せられた文書で今日まで刊行せられぬものの中で最も價値あり興味あるものは Hegel 以後の獨逸哲學、及び「眞正社會主義」に對する批評を伴ふ Die deutsche Ideologie の原稿である。此原稿を Bernstein の出版に係るもの（註）と比較して見ると、後者は原稿の五分二以上を含んで居らぬことが明白である。Bernstein は辨明して爾餘の部分は鼠害に患つたと謂つて居るが、事實上原稿は鼠害でなくて、終に修正主義に轉じた時の Bernstein に依て咬囓せられたのである。併し此原稿は僅に Die deutsche Ideologie の批評、而かも Stirner の批評を含む部分の一部に過ぎぬ。Bernstein に依て解讀せられてない原稿の第二の部分は Feuerbach に献呈せられてゐて、其内容をなすものは、Feuerbach の「人間」觀の批評である。吾々は成るべく速かに此原稿を發表することに努めてゐる。

ノオトの中には Hegel の法律哲學の一批評及び共産黨宣言中社會主義文献を批評する一章の筋書が發見せられた。吾々はノオトの中に數學に關する特別の著作、哲學的斷簡、希臘語の手稿等を發見した。他の文書中には「資本論」の爲めの未用資料も含まれてゐる。餘剰價値學説に關する一紙片もある。Marx は此資料を其主著の第四卷で公表する希望を抱いてゐたのである。資本論の現行版の不完全と缺陷とが共に甚しいことは、例へば第三卷の如きは之を Engels

の變調（ヴリエエション）と呼んでも差支ない程である。

此處で發見せられた未刊資料は約六卷を成すに足るものがある。

更に其次の手稿の一系は吾々をして Marx, Engels の個人生活を窺はしめる。それは Marx の持つてゐた博大なる學識と仕事に對する異常に系統的なる精神と能力とを吾々に示すものである。Engels は Marx の死に到るまで化學物理學及び自然諸科學の研究を事としてゐた。

更に後に至つて發見せられた Marx 及び Engels の書簡は、最後にマルクス文獻の寶を成すものである。今日までに發表せられた書簡は Marx, Engels の記憶に對する何等の尊敬なくして刊行せられて居る。此事は省略の甚だ多いことに依て之を證明することが出來るのである。Marx の書簡の百中九十五は既に吾々の手中に在る。Engels の場合には右の弊は更に甚しかつたのであるが、私は Bernstein 及び Kautsky から此等の中の多くのものも同じく手に入れることが出來た。此等の書簡は數週間内に發表せられるであらう。

註、Marxの一八四五年の所作㈠ Über Feuerbach ㈡ Der „heilige" Max 及び㈢ Der „Prophet" Kuhlmann は Die deutsche Ideologie, eine Kritik der neuesten deutschen Philosophie in ihren Repräsentanten Feuerbach, Bruno Bauer und Stirner, sowie des deutschen Sozialismus in seinen verschiedenen Propheten なる手稿の部分をなすもので、此中の㈡は Engels の Ludwig Feuerbach 1888の附錄として㈢及び㈢は Bernstein 編輯の Dokumente des Sozialismus, Stuttgart 1903 ff. Bde III-V, Bd. III S. 17 に發表せられてある。所謂「神聖なる」Max は Max Stirner である。

小泉　信三

土方久美著　**財政學の基礎概念**

菊版本文五五〇頁附錄數十頁定價三圓二十錢、
岩波書店發行

本書は財政學と經濟學との學說上相關聯する諸方面の問題を取つて、說明したるものたり。「財政學の基礎概念」の總てを網羅したものとしては、議論なきを得ざる可しと雖も、基礎概念の或るものに就て、說明を下したる新しき試みとするを得べし。蓋し著者が開卷第一頁に於て「常識的に財政と云へば直に租稅を想起するによつても」、云々と述べたる考へは基礎概念の範圍を殊更に狹隘ならしめたるに非ざるか。

第一章より第三章に至るまでは經濟學に關する研究であつて、特に財政學と關係する所なし。第四、五、六の三章に於て、財政の性質が種々の點から說明され、結局財政なるものを廣義に解釋し、「財政は社會に於ける個人の活動を調節して、社會の理想實現の爲めに、營まれる購買力の强制的移轉である」とし、購買力の形態を說明して、貨幣價値に換價する能はざる享樂の如きものを所得とするを不可なりとし、フヰシヤー、ヘイグ、セリグマンの如き米國學者の所說を紹介することに勉めたり。第九章以下は租稅論にして、又第十三章は租稅轉嫁論なり。而して前者に於ては例へば累進稅法の根據を說明するに就て、經濟學說の根據を示し、後者に於ては租稅轉嫁を決定する諸種の經濟的現象を捉へ來つて說明を下す等、著者の苦心の跡の認む可きものあり。最後の一章「金融市場と公債」は全編を通じて、見るを得る唯一の國家信用論にして財政の概念や、租稅論に對して聊か方面の異なりたる研究とす可し。而して著者は金融市場の構成と公債との間に存する關係より進んで、公債に就て强制的效果の現はるゝことを述べ、租稅と公債とに就て、或る對照を爲し、以つて研究を了するものゝ如く、此一章に於ては種々の重大問題の暗示されたるに拘はらず、是等に對する說明議論の省約されたることを惜まざるを得ず。然も是れ望蜀に類するものか、著者の全編を通じて現されたる努力と新しき試みに對して、筆者は敬意を捧げることに吝ならざる者